

取締役会の実効性に関する評価結果の概要について

当社は、この度、平成 28 年 1 月 25 日に制定・公表いたしました「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」に基づき、当社の取締役会の実効性についての分析・評価を実施いたしましたので、その結果の概要を公表いたします。

1 評価の方法

(1) 取締役会の実効性に関するアンケートを、記名式にて全ての取締役及び監査役を実施いたしました。

① アンケート実施時期 平成 28 年 1 月 2 月～平成 29 年 1 月

② アンケート項目

- ・ 取締役会の構成に関する事項
- ・ 取締役会の運営に関する事項
- ・ 取締役会の議題に関する事項
- ・ 社外役員に対する情報提供
- ・ 総合評価
- ・ 自由意見

③ 上記アンケートの記載内容等について、各取締役・監査役にインタビューを実施

(2) アンケート・インタビュー結果を取締役会事務局にて取りまとめ、当社取締役会において、取締役会の実効性に関する分析・評価を監査役の評価も踏まえて実施いたしました。

2 評価の結果

(1) 評価の概要

当社取締役会は、以下の観点から概ね取締役会の実効性が確保できていると評価しました。

① 取締役会の構成（取締役人数、うち社外取締役人数、取締役の知識・経験・能力・専門性のバランス等）は、適切である。

② 取締役会においては、社外を含む全ての取締役・監査役がその経験・専門性に基づいて活発な議論がなされている。

特に、社外取締役・監査役が発言しやすく、また、代表取締役がその発言を尊重した議事運営を行っている。

③ 取締役会の開催日数、会議時間は、適切である。

(2) 課題

当社取締役会の実効性を更に向上させるため取り組むべき課題として、次の事項がありました。

- ① 中・長期的な経営方針・課題やその具現化、コンプライアンス・リスク管理等内部統制に関する審議の充実
- ② 取締役会の資料配布時期の早期化
- ③ 社外役員に対する情報提供の充実

3 今後の取り組み

当社は、上記の分析・評価結果を踏まえ、取締役会の実効性を更に向上させるため課題の改善に積極的に努めてまいります。

また、取締役会の実効性評価につきましては、今後も継続して毎年実施してまいります。

以上